



意見應募用紙

様式は自由ですが、郵送やFAX等で送付いただく場合に、このページを御利用ください。



* 御意見を取りまとめる際の参考としますので、差し支えなければ、該当する番号に○を付けてください。

年 齢 1.20歳未満 2.20歳代 3.30歳代 4.40歳代 5.50歳代
6.60歳代 7.70歳代 8.80歳代以上 9.回答なし

性別 1.男性 2.女性 3.回答なし

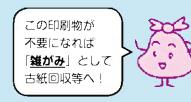
居住地 1. 京都市

[北区](#) [上京区](#) [左京区](#) [中京区](#) [東山区](#)

3 京都府内(京都府以外) **3 その他** **4 同上**



「京都動物愛護センター」マスコットキャラクター
京(きょう)ちゃん 都(みやこ)ちゃん



令和2年12月発行



動物愛護行動計画

第二期：2021年度(令和3年度)～2030年度(令和12年度)

に関する意見募集 (案)



募集期間 令和3年1月4日(月)~2月5日(金)

応募方法

郵送、FAX、電子メール又はホームページの意見応募フォーム等により御応募ください。
(様式は自由ですが、本リーフレットの「意見応募用紙」もご利用いただけます。)

応募先及び
問合せ先



亞都山林植物可能於開闢目標(SDGs)在文脈下的探討

QR
コード

01 計画策定の趣旨

背景

① 「動物の愛護及び管理に関する法律(以下、「動物愛護管理法」という。)」においては、飼い主の責務規定、動物取扱業者や特定動物の規制などが設けられており、また、こうした施策を総合的に推進のための基本的な指針(以下、「基本指針」という。)が環境省から示されています。

この基本指針に即して、各都道府県では、それぞれの地域事情に応じた「動物愛護推進計画」の策定が義務付けられており、京都府では市域も対象とした「京都府動物愛護推進計画(以下、「府計画」という。)」を策定しています。

① 令和元年6月には改正動物愛護管理法が公布され、動物の遺棄・虐待等に係る罰則の強化やマイクロチップ装着の義務化などが新たに規定されたところです。また、令和2年4月に公布された新たな基本指針では、都道府県が講すべき施策の取組が令和12年度までに実施されるよう努めることとされることから、都道府県では、動物愛護推進計画の期間を、原則、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とすることが定められています。

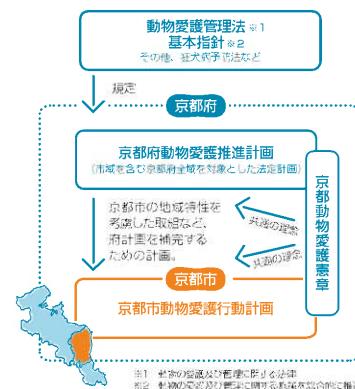
計画の位置づけ

① 本市においては、「京都動物愛護憲章」や「京都都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」の制定など、人と動物とが共生できるうるおいのある豊かな社会の実現に向けた取組を進めていますが、さらに、「京都動物愛護センター(以下、「動物愛護センター」という。)」において府市協働で取り組む事業や本市の地域特性を考慮し、市域において重点的に取り組むべき事業などを明記した計画として「京都市動物愛護行動計画(以下、「行動計画」という。)」を別途策定することにより、市域における動物愛護事業の一層の推進を図っているところです。

行動計画は、市民、団体、事業者、獣医師会

及びボランティアなど、本市の動物愛護行政に関わる様々な実施主体に共通する行動指針として位置付けられるものです。

① なお、京都府では、新たに示された基本指針を踏まえた、令和3年度から令和12年度までの府計画を策定することとしています。本市の行動計画についても、府計画の策定と歩調を合わせ見直しを行い、府計画との整合を図ります。



本市の地域特性

① 京都市内は、人口密度が高く、住宅も密集していることから、ペットの不適切な飼養による鳴き声や臭い又は野良猫への無責任な給餌等によるふん尿の被害等により、住民の間で感情的な対立が誘発されやすい環境といえます。

① 避難所一箇所当たりの避難対象者数が多いことから、災害時における避難所への同行避難の徹底や飼い主による平常時の準備及び避難対策の周知等、体制整備がいち早く求められる環境と言えます。

② また、市内には、ペットショップ等の動物取扱施設も多く、動物取扱業者による不適正な飼養管理に対する監視指導の強化を図ることは

もとより、飼い主等に対する適正飼養及び終生飼養の啓発が重要です。

① 市内には家畜などの産業動物を飼養する施設や実験動物を保有するような大規模な施設等は少ないため、市域に特化した取組を展開する必要性は乏しく、また、動物由来感染症では広域的な対応が必要となることから、これまで行動計画に記載のあった産業動物、実験動物、動物由来感染症等に係る内容については府計画を踏襲するものとし、本計画においては、ペット動物の動物愛護に係る取組にフォーカスして、本市の地域特性を反映した計画とします。

計画期間

令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とします。(府計画の期間と合わせる。)

第二期計画策定に向けた基本的な考え方

ア 計画理念の継承

第一期行動計画において掲げた「人と動物とが共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現は、本市の動物愛護に関する普遍的な理念であり、この理念の具体的な形として平成26年12月に京都動物愛護憲章を制定しています。市民一人ひとりがその意味を理解し、行動することで、動物愛護の精神が広く普及し、社会的規範として定着させていくことが必要です。そのため、第二期行動計画においても当該理念を継承していくこととします。

イ 新たな指標値の設定

これまでの取組の成果や基本指針の趣旨を踏まえ、殺処分数など計画の進捗を示す指標と指標値を設定することによって、本市の施策の一層の推進を図ります。

02 本市における動物愛護管理の現状と課題

適正飼養の遵守及び啓発

不適切な動物の取扱いに起因して人に迷惑を及ぼすことを防止するためには、「京都市動物との共生に向けたマナー等に関する条例」(以下、「マナー条例」という。)に基づき、所有者明示や避妊去勢手術といった適正飼養に係る普及啓発等の取組を進めていくことが重要です。

また、多頭飼育に起因した周辺の生活環境が損なわれる事例に対しては社会福祉施策と連携した対策も必要です。

さらに、災害時におけるペットの防災対策として、避難所でのペットの受入体制の整備や、放浪動物の保護、被災した飼い主への支援などに取り組む必要があります。

事業者責任の徹底

ペットショップ等の施設は、多くの市民にとって動物を飼育する際の窓口となるため、動物取

扱業者に対して、関係法令や基準の遵守及び動物の適正な取扱いについて監視指導を強化していくことが必要です。

終生飼養の徹底及び殺処分数の減少

犬猫の収容数、殺処分数を可能な限り減少させるためにも、動物愛護センターでの活動を広く周知し、同センターを中心に教育機関等の関係部署と連携した適正飼養・終生飼養に係る普及啓発を進めるとともに、所有者等のいない猫(いわゆる野良猫)対策や、譲渡事業などの取組については、京都市動物愛護事業推進基金を活用し、総合的かつ計画的に推進しています。

また、近年の核家族化・少子化により、独居高齢者が入院、死亡等で家に取り残される犬猫の引取等の問題がクローズアップされていることから、ペットを飼っている独居高齢者飼い主への対策の検討が求められています。

03 指標項目と指標値達成に向けた具体的な取組

数値目標について

府市協働で実施している動物愛護センターの運営に係る事項を以下のとおり指標項目とし、これまでの第一期行動計画での成果等を踏まえて、より高い指標値を設定することで、府計画の推進に貢献します。

指標項目	指標値（令和12年度）	平成30年度実績
犬の殺処分数	0頭	0頭
猫の殺処分数	200頭	488頭 ▲60%減
犬の引取数	6頭	15頭 ▲60%減
猫の引取数	15頭	42頭 ▲60%減
犬の返還・譲渡率	100%	62%
猫の返還・譲渡率	30%	19%

言葉の定義

- 殺処分：基本指針にある殺処分の3分類[※]のうち②（譲渡先の確保や適切な動物愛護センターにおける飼養管理が困難）に属する頭数
- 基本指針にある殺処分の3分類
- 譲渡することが適切ではない。（治療の見込みがない病気や攻撃性がある等）
- ①以外の部分（譲渡先の確保や適切な飼養管理が困難）
- 引取後の死亡
- 引取数：やむを得ない事情により飼えなくなった犬猫を飼い主から引き取った頭数

- 返還・譲渡率：(①+②)/③×100
- 返還数：街中で徘徊していたところを動物愛護センター、もしくは市民が保護し、同センターに収容した犬猫のうち、飼い主が判明し、元の飼い主へ返還した頭数
- 譲渡数：動物愛護センターに収容した犬猫のうち、新しい飼い主へ譲り渡した頭数
- 収容数：動物愛護センターに収容した犬猫の頭数

指標達成に向けた具体的な取組

「京都動物愛護憲章」に掲げる5つの理念を行動計画の核とし、それぞれに府市協働の取組、また、地域特性を踏まえた京都市独自の取組を明記します。

- ▼は府市協働の取り組み、
■は市単独の取り組みです。



I 動物のことを思いやりましょう。

- NEW ▼民間企業等と連携した動物愛護・センターの周知や譲渡事業の推進

- ▼京都動物愛護センターホームページ、SNS等による情報提供

保護・収容動物の返還、譲渡の推進

- POWER UP ▼マイクロチップ等の個体識別・明示に係る啓発の促進

- ▼子猫の一時預り在宅ボランティアとの協働

- ▼府市連携による譲渡事業の実施

- POWER UP ▼「京都方式」のさらなる推進・

- ▼京都夜間動物救急センターによる獣医師会との連携

少しでも多くの方に動物愛護センターを知っていただき、譲渡事業を推進していくため、ボランティア、京都市獣医師会及び民間企業等と連携し、動物愛護センターの活動内容や収容動物の状況などについてPRを強化します。また、動物愛護センターの認知度等を把握するためのアンケート調査を実施します。

動物愛護センターでは、犬猫を譲渡する際に、マイクロチップを装着したうえで譲渡しています。改正動物愛護管理法では、動物取扱業者は、販売・譲渡の際にマイクロチップの装着が義務付けられ、飼い主はその表記が努力義務とされました（令和4年4月施行）。平成27年度から実施している「マイクロチップの装着助成制度」を活用し、法施行を前に京都市獣医師会と連携し、一層の普及・促進を図ります。

動物愛護センターの収容犬のうち、咬み癖などの問題行動がある犬については、外部の専門家の監修のもと、職員が犬の行動修正等を行う「京都方式」によって、譲渡適性の獲得に努めています。また、動物愛護センターから譲渡した犬猫が、新しい飼養環境に馴染めずに問題行動を起こすこともあるため、譲渡後に相談会を開催するなど飼い主への支援を行います。

II 動物のことを学びましょう。

教育機関等との連携による動物愛護教育の実施

- POWER UP ▼動物愛護副読本を活用した・子ども向け動物愛護教育の実施

- POWER UP ▼学校教育現場における・出前講座の実施

- ▼ワーキングドッグ等の人間社会に必要とされる動物の普及啓発

- ▼動物園と連携した動物愛護精神の普及啓発

命を尊ぶ心や動物との慣れ方を子どもたちに伝えるために「京都動物愛護憲章」をもとに作成した幼児及び小学校低学年向けの動物愛護副読本「いきものとなかよし」について、教育現場の意見等を聞いたうえで、より活用しやすい内容となるよう改訂します。またその活用状況についても把握していきます。

幅広い年代の子どもたちに対して、動物愛護センターで保護した犬猫の現状（殺処分の実績等）を伝えることにより、動物の命を尊重する考え方や情操を育むため、小学校高学年や中学校生等に向けた教材を研究し、出前講座を実施します。

III 動物との正しい関わりを考えましょう。

所有者等のいない猫対策の推進

- POWER UP ■京都市まちねこ活動支援事業の・推進

- 所有者等のいない猫への不適切な餌やり行為防止に向けた取組

人と猫との共生を図りながら、地域住民が取り組む「まちねこ活動」は、野良猫の繁殖を抑制し、ふん尿等による周辺の生活環境被害の拡大を防止するものですが、繁殖による頭数増加をいち早く止めることのため、近隣去勢手術の実施期間を設けます。また、地域の合意が得られないことで本事業の登録ができないという事態を解消するために、医療衛生センターにおける活動者への支援を行うとともに、活動を円滑にするためのコーディネーターを動物愛護センター・ボランティア等から構成します。

NEW ■ 社会福祉施策と連携した・
多頭飼育対策の実施

POWER UP ■ 無秩序な犬猫の繁殖を抑制する・
ための避妊去勢手術の推進

多頭飼育崩壊を起こす方には、生活困窮等のため社会福祉の支援を受けるなど、家庭環境や経済面などで様々な問題を抱えていることが多く、多頭飼育崩壊を未然に防ぐためには社会福祉の関係部署との連携が必要です。

そこで、環境省が策定を検討している「社会福祉施策と連携した多頭飼育対策に関するガイドライン」の動向を踏まえ、関係部署の連携を強化するとともに、社会福祉協議会等の職員を対象にした多頭飼育崩壊の事例研修を実施します。

京都市獣医師会と連携し、京都市内で飼育されている犬・猫の避妊去勢手術の費用の一部を助成しています。
例年、助成枠以上の需要があったことから、令和元年度からは助成枠を拡大しました。

IV 動物との絆を最後まで大切にしましょう。

POWER UP ▼ 終生・適正飼養に関する啓発・

▼ 「飼い方相談会」「しつけ方教室」等の定期的な開催

■ 咬傷事故の未然の防止の徹底

■ 登録・狂犬病予防注射率の向上

■ 迷惑行為の防止の徹底

■ 特定動物飼養者の社会的責任の徹底

▼ 動物の遺棄・虐待の防止

「ウィズコロナ」時代における新しい生活スタイルに対応するために、Zoom等のウェブ会議のツールを活用することで、ペットを飼っている方も知らない方も、身近な動物に関心を持つていただき、動物の命を尊重し、動物の正しい飼い方についての理解を深めていただく取組を進めます。

動物愛護センターはアクセスもよく、犬猫の譲渡室・飼育モデル室をはじめ、ドックランやトリミングルームが併設されており、来所者にとってはペットの適正飼養に関する情報やサービスの発信拠点となっています。特に屋外にあるドックランついでは、利用者である飼い主や犬の安全を第一に考える必要があるため、風水害・熱中症等の危険を伴う気象状況・新型コロナウイルス感染症などの事象の発生を予見して計画的利用中止・制限・周知が行えるよう体制を整備します。

NEW ■ 社会福祉施策と連携した・
独居高齢者対策の実施

飼い主が高齢となれば、心身の不調から、入院や介護施設の利用が必要となり、ペットを十分に「抱きみることができずお困り」になる事例は高齢化社会が直面する大きな課題です。

そこで、独り暮らしの高齢者や介護関係者に対し、どのような支援があればよいかといったアンケートやヒアリングを行い、その結果をペットホテルやペットシッター等の民間事業者等に伝え、ニーズに合った活用しやすいサービスが提供されるよう取組を進めます。

また、飼い主に向けて、一時預かり先等の確保を含め、終生飼養の周知を強化するとともに、介護関係者等への情報提供等、社会福祉関係部署との連携を図ります。

V 人にも動物にも心地よいまちをつくりましょう。

▼ 動物愛護ボランティアとの協働・

動物愛護センターでは、幅広い市民との協働による施設運営を目指し、ボランティアスタッフを募集、養成しています。

ボランティアスタッフは、動物舎の清掃や給餌、来所者の案内などを担当するほか、希望に応じて、4つのチーム（普及啓発プログラム実践、機関誌編集、展示コーナー製作、ボランティア元気アップ）に参加し、それぞれ活動しています。

POWER UP ■ 事業充実に向けた京都市動物・
愛護事業推進基金の周知

■ 動物愛護推進員を対象にした
研修会の実施

■ 動物愛護行政に知悉した職員の育成

■ 飼い主とペットが一緒に避難・
できる避難所の受け体制の強化

平成24年度に設立した動物愛護事業推進基金を積極的にPRするとともに、民間企業等にも働きかけることにより、寄附金の増加を図り、動物愛護事業を拡充します。

災害時に、飼い主がペットを連れて避難できるよう、また、連れてきたペットを巡ってトラブルが生じないよう、各避難所の運営者に対し、ペット受け場所や受けルールの検討を、防災担当部署と連携し働きかけます。

併せて、飼い主自身が責任を持って事前の備えを行い、避難所において周辺に配慮して飼育をするよう、飼い主の意識向上に向けた啓発を行います。

NEW ■ 災害時における放浪動物の・
保護や飼い主に対する飼育継続
の支援

災害発生時に、動物愛護センターを拠点として京都市獣医師会や動物愛護団体等と連携し、飼い主とはぐれた動物の保護や収容を速やかに実施できるよう体制を整備します。

また、民間企業等と連携した被災動物への救援物資の確保や配布、京都市獣医師会と連携したペットの健康相談や負傷動物の治療など、災害時に飼い主を支援できる体制の構築を進めます。

■ 動物取扱業者に対する講習会の
実施

■ 動物の販売時における購入者への
説明責任の徹底

ペットショップなどの動物取扱施設に対し、動物愛護管理法に基づき、立入調査を行い、不適切な事例があった場合には、警察と連携し、是正を行なうよう指導するなど厳正に対応します。

04 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、毎年度、各事業について事業達成度の評価を行い、同成果を広く市民に公表するとともに、京都市動物愛護推進会議等の意見を参考にしながら適切に進行管理を行っていきます。

なお、京都府においては、府計画をおおむね5年（令和8年度頃）で見直すことから、動物愛護センターの運営など府市協働の取組実績を踏まえて、本計画についても見直しを行うこととします。